

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条中「ほか、」の右に「この規則において別に定めることとされている事項及び」を加え、同条を第13条とする。

第11条各号列記以外の部分中「第9条」を「第10条」に、「第10条」を「第11条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(身分を証する書類の携帯)

第10条 条例第9条の規定により質問をする職員は、別に定めるところにより、その身分を証する書類を携帯し、対象者その他の関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第1号様式(裏面)注意事項1中「子ども医療費の支給を受ける権利を証する」を「保険医療機関等に保険の自己負担金のうち一部負担金のみを支払うことにより診療又は訪問看護(指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。)を受けるための」に改め、同注意事項2中「(指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第2号様式(裏面)注意事項1中「子ども医療費の支給を受ける権利を証する」を「保険医療機関等に保険の自己負担金のうち一部負担金のみを支払うことにより診療を受けるための」に改める。

第2条 京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3,000円」を「1,500円」に改める。

第1号様式(裏面)注意事項3及び第2号様式(裏面)注意事項3中「3,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条、次項及び附則第4項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)